

答 申 書

平成 2 7 年 7 月

神栖市特別職報酬等審議会

はじめに

本審議会は、平成27年4月27日、神栖市特別職報酬等審議会規則第2条の規定に基づき、議会議員の報酬の額及び市長、副市長並びに教育長の給与の額について、市長から諮問を受けました。

議会議員の報酬及び市長、副市長並びに教育長の給料については、平成7年度の旧神栖町での改定以後、合併前の平成16年度までの間は当時の社会経済情勢などを踏まえ当審議会における審議結果は「現行のとおり」とする旨の答申が続いた経緯があります。

平成17年度以降は、合併、市制施行による市議会議員の定数の状況や、平成23年の東日本大震災の発生などにより、昨年度まで開催が見送られていたものであります。

これらを踏まえ、当審議会では、茨城県内各市や全国の類似団体、財政力指数や類似人口規模の団体などにおける報酬・給料の額、昨今の景気動向や市民感情などの点から意見交換を行い、慎重審議を重ねた結果、次の認識で一致しました。

1 議会議員，議長及び副議長の報酬の額について

地方分権の進展に伴い，市政の両輪の一つである市議会の果たす役割と責任はますます重要となっております。

また，市民の代表機関として，地域の実情に応じ，政策立案機能や監視機能を十分に発揮するためには，市議会議員がこれまで以上に，議員活動をより積極的に展開していくことが求められている状況にあります。このような時代の変化に対応するため，神栖市議会は議会改革の推進に努めており，議員定数の削減をはじめ，議会中継のインターネット配信を行い，より開かれた議会への取組み，議会機能の強化など，議会活動の更なる充実に向けて精力的に活動しています。

公選職としての立場にあわせ議員活動に専念することができるよう配慮しつつ，神栖の未来を担う有為な人材を確保しなければならないこと，さらに議員定数の削減により議員一人ひとりの職責の重大性が大きくなっていることなどから，当審議会では次のとおり議員報酬を引き上げることが妥当であるとの結論に至りました。

<議会議員：非常勤の特別職>

	改定答申の額	現行額	改定率
議員	月額 390,000 円	月額 330,000 円	18.18%
議長	月額 460,000 円	月額 390,000 円	17.94%
副議長	月額 410,000 円	月額 350,000 円	17.14%

2 市長，副市長及び教育長の給料の額について

市長，副市長及び教育長については，地方分権の進展により，一層高度な判断と実行力が求められ，また，常勤の特別職として休日，昼夜を問わずに行財政運営に取り組んでいます。低迷の続いた景気も，茨城県においては直近の茨城県金融経済概況から，県内景気は基調的には緩やかに回復しつつあり，先行きについても緩やかに回復していくと見られており，市民の市政に対する信頼度や行政サービスに対する住民満足度も高まっていると思います。

そうした状況のなか，神栖市の市長，副市長及び教育長の給料額については，茨城県内の各市や全国類似団体の中でも低位に位置していること，反面財政力は県内トップクラスであること，行財政改革によりさまざまなコストダウンを実施し市債残高も年々減少させている取り組みなどを総合的に勘案すると，市長，副市長及び教育長の給料についても次のとおり引き上げることが妥当であるとの結論に至りました。

<市長，副市長，教育長：常勤の特別職>

	改定答申の額	現行額	改定率
市長	月額 910,000 円	月額 820,000 円	10.97%
副市長	月額 700,000 円	月額 640,000 円	9.37%
教育長	月額 640,000 円	月額 580,000 円	10.34%

3 適用期日について

適用期日については、平成28年4月1日とすることが望ましいと考えます。

4 補足意見

3回の審議過程において、次の意見があったため、将来の検討を望みます。

- (1) 特別職報酬等審議会は定期的（最低でも5年に一度）に開催し、見直し等を行うことが望ましい。
- (2) 議員の活動を市民が見やすくできるよう、報酬だけにとどまらず、政務活動費の導入の是非についても今後検討することが望ましい。

資料

■ 神栖市特別職報酬等審議会開催状況

	開催年月日	会議内容
第1回	平成27年4月27日	1 会長・副会長の選任 2 諮問書の提出 3 特別職の報酬等について
第2回	平成27年5月29日	1 市議会議長，副議長及び議員の報酬の額について 2 市長，副市長及び教育委員会教育長の給料の額について
第3回	平成27年6月22日	1 市議会議長，副議長及び議員の報酬の額について 2 市長，副市長及び教育委員会教育長の給料の額について 3 答申の内容について

■ 神栖市特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は，神栖市附属機関に関する条例（昭和47年神栖町条例第42号）第3条の規定に基づき，神栖市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は，市長の諮問に応じ，議会の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びに市長，副市長及び教育長の給与及び旅費の額の改定に関し，必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 市内の公共的団体の代表者

(2) 一般市民

2 委員は、当該諮問事項に係る答申を終えたときをもって解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、神栖町附属機関に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年神栖町条例第18号）の施行の日から施行する。

付 則（昭和61年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

■ 委員名簿

氏 名
井 口 善 成
入 江 洋 治
岩 月 栄 子
岩 本 和 也
岡 野 京 子
栗 林 豊
古 徳 正
新 谷 茂 生
野 口 弘 行
山 崎 正 夫

(敬称略・五十音順)